

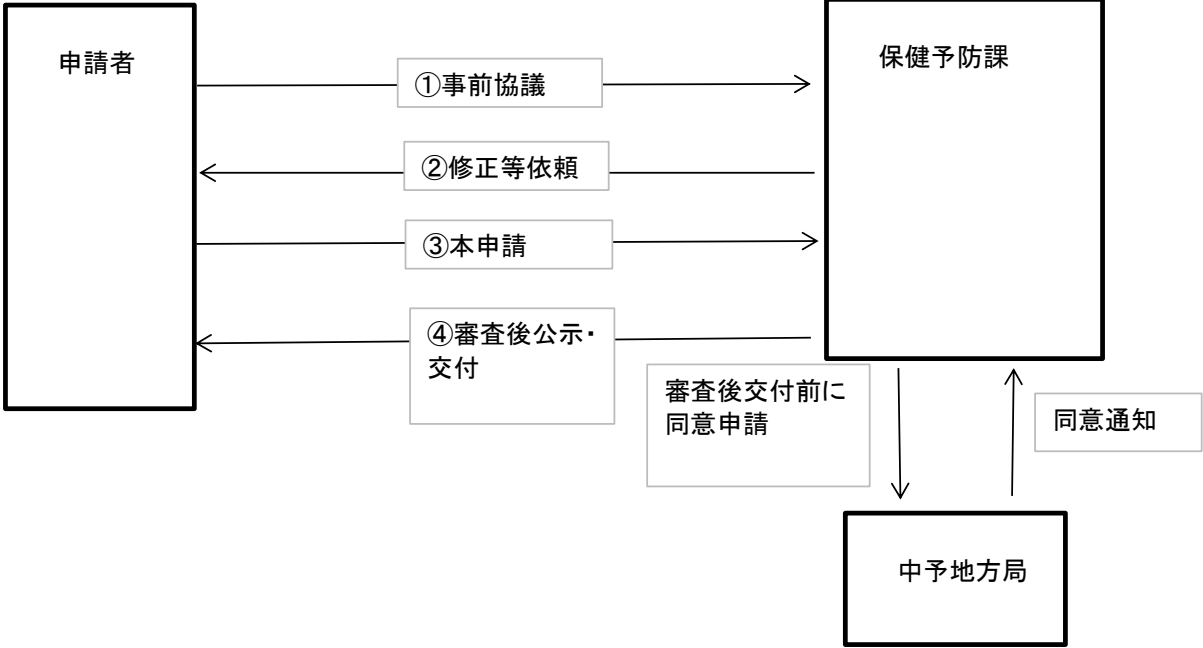
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 155

処 分 名	指定障害者支援施設設置者の指定	
処 分 の 概 要	指定障害者支援施設としての基準を満たしているかを確認し、適合している場合は指定を行う。	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
条 項	第38条第1項	
所 管 課	保健予防課	
経由機関での処理期間		8日
所管課での処理期間		20日
標 準 処 理 期 間		計 28日
判 断 基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第38条第2項に該当しないこと。及び、松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例、松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則、松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則、松山市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則を基準とする。 【根拠法令等】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第38条 第29条第1項の指定障害者支援施設の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第89条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。 3 第36条第3項及び第四項の規定は、第29条第1項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の21第1項（障害者自立支援）法第36条第4項（法第37条第2項、第38条第3項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。 松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例 松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 松山市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。